

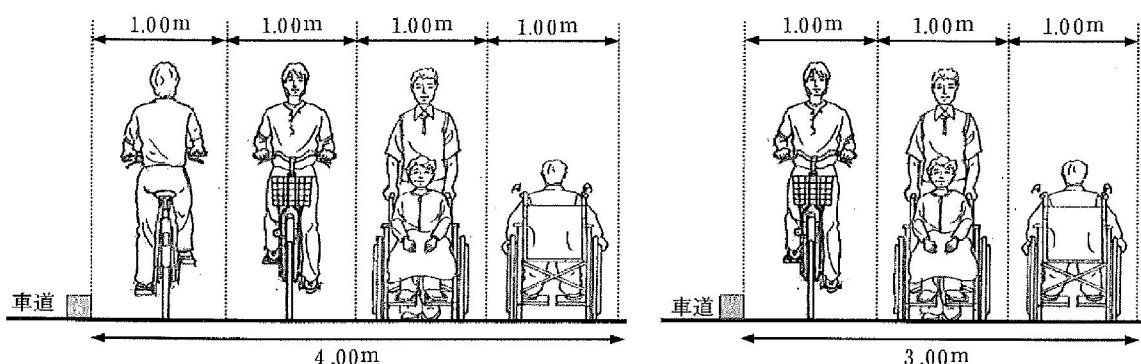
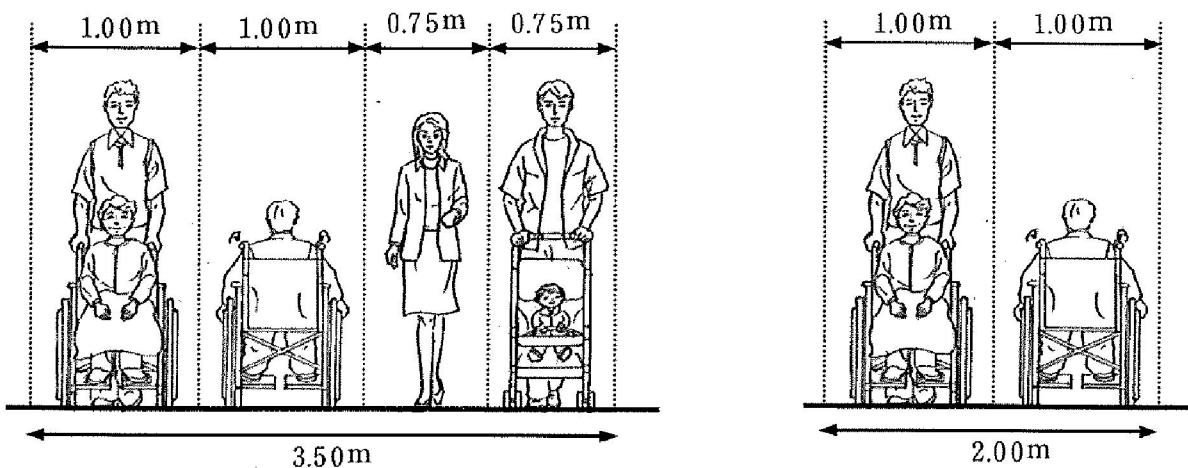
### 1-3.具体的なバリアフリー整備事業の方針

#### (1) 歩道の拡幅

誰もが安心して歩ける歩道の設置のため、基準幅員に満たない歩道を拡幅する。

##### 1) 一般歩道部

- 生活関連経路等を構成する道路に設ける歩道等の有効幅員は道路構造令に準じ、歩道においては3.5m（歩行者交通量の多い道路）又は2m（その他の道路）以上自転車歩行者道においては4m（歩行者交通量の多い道路）又は3m（その他の道路）以上確保する。

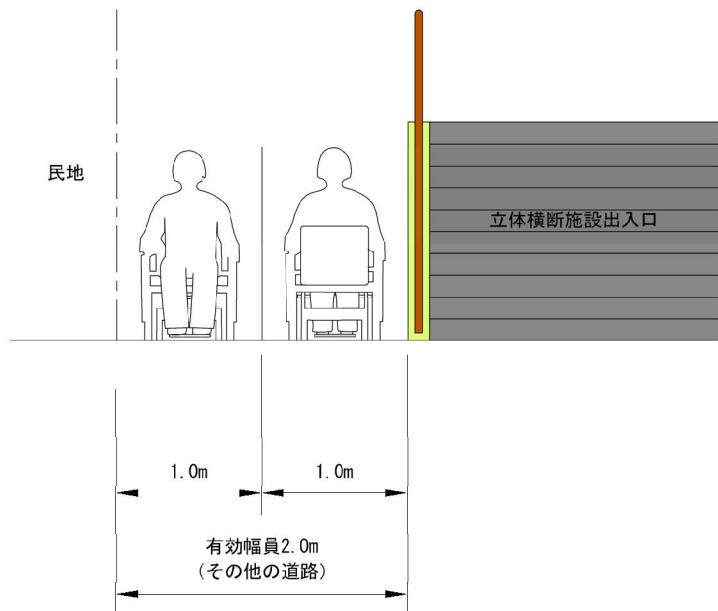


（増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドラインP.42より）



## 2) 立体横断施設等

○立体横断施設等の出入り口の有効幅員については、原則として歩行者交通量が多い歩道においては、3.5m以上（その他の道路では2m以上）、歩行者交通量が多い自転車歩行者道においては4m以上（同、3m以上）確保する。



■立体横断施設の有効幅員の考え方



## (2) 交差点歩行者溜部の改善

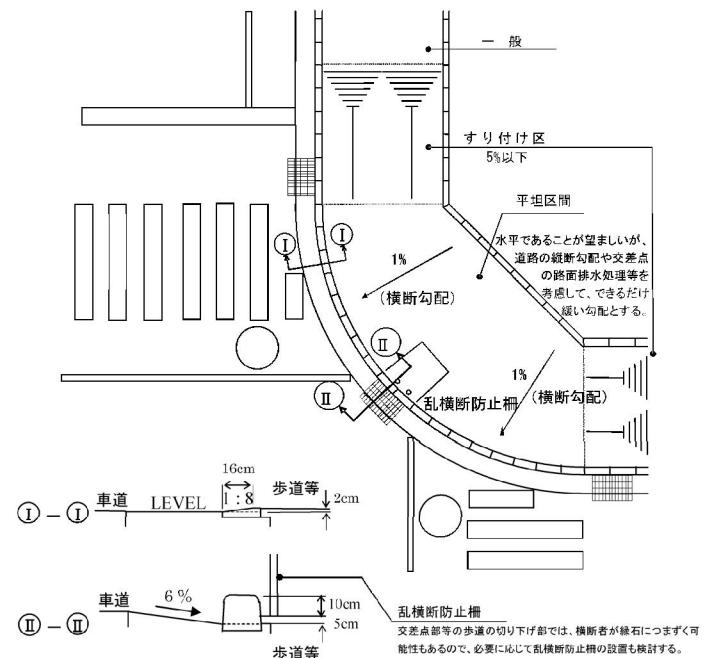
- 誰もが快適に歩ける歩道の整備のため、現行4cmの横断歩道部段差を車いす利用者の歩行性と視覚障がい者の認知が両立する段差である2cmに改善する。
- 歩行者、自転車利用者や車いす使用者は、方向転換や安全確認あるいは通過車両待ちをおこなうため、平坦でかつ広いスペースが必要であり、特に車いす利用者が最も広い場所を必要とする。このため歩道有効幅員が確保された平坦区間を1.5m確保するよう改善する。



■整備後の事例（1）



■整備後の事例（2）



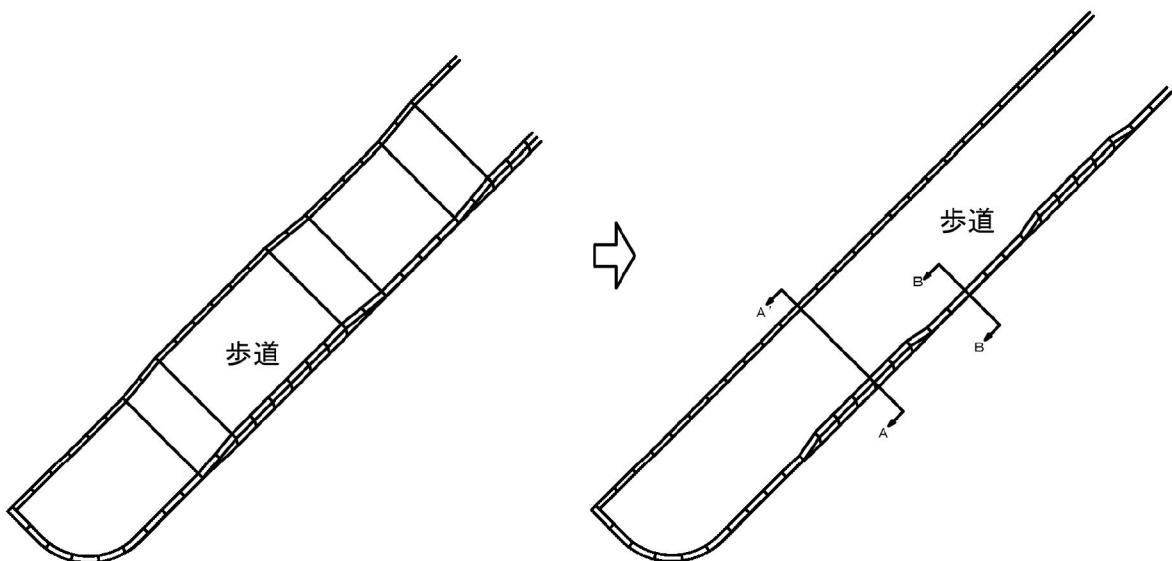
■交差点歩行者溜部の整備構造



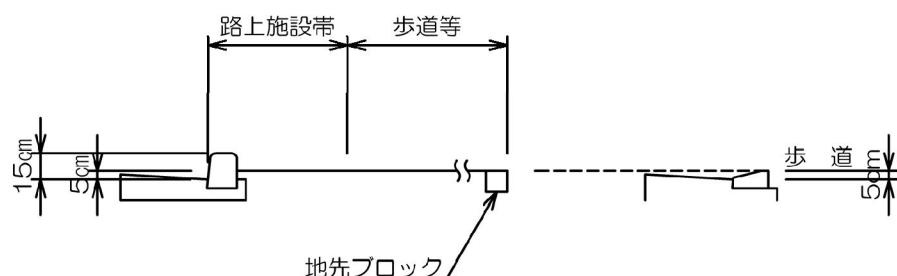
### (3) 歩道勾配などの改善

#### 1) 波打ち歩道の改善

- 波打ち歩道は身体障がい者や高齢者だけでなく一般の人にとっても通行しにくいため、セミフラット型の採用や勾配の修正、乗り入れ部構造等により、波打ち歩道を改善する。



■波打ち歩道の整備イメージ



■セミフラット型歩道の構造（A-A'）

■一部すりつけ縁石の構造（B-B'）



- 車両乗り入れは、3)で規定する横断勾配を満足する有効幅員 2m以上を確保し、一部すりつけ縁石を設置することで、段差解消と平坦性を確保する。また、歩道部への車両乗り上げ防止対策の構造も取り入れ、安全で快適な歩行空間を確保する。



■車両乗り上げ部での有効幅員確保の構造

■車両乗り上げ防止構造



## 2) 縦断勾配の改善

- 生活関連経路等については、歩道等の縦断勾配を5%以下とする。  
地形の状況等止むを得ない場合においても、8%以下の縦断勾配を確保する。
- 車いす利用者が縦断走行に困難な縦断勾配においては路線に案内標識等を設置する。
- 長い坂道の続く路線には、緩勾配区間や休憩施設等を設置する。



■案内標識の例



■休憩施設の例

## 3) 横断勾配の改善

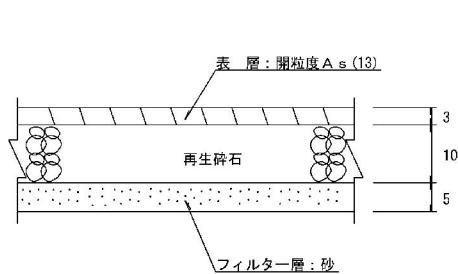
- 歩道等の横断勾配は1%以下を標準とし、透水性舗装を用いない場合又は地形その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、2%以下を確保する。



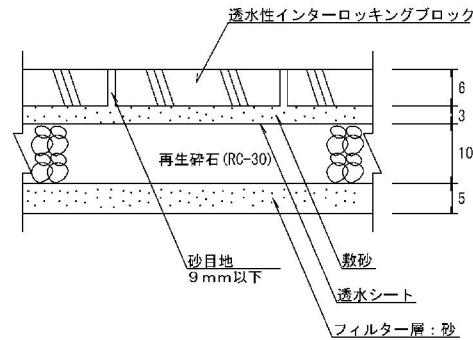
## (4) 歩道舗装の改善

### 舗装材の変更

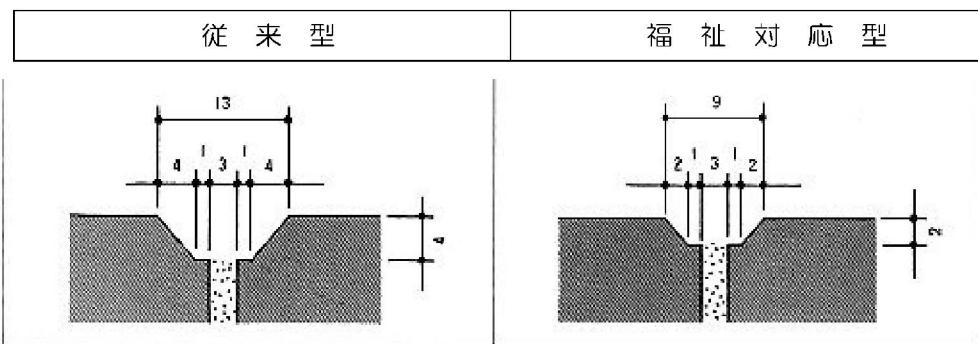
- 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造を標準とする。  
また、歩道舗装は平坦で滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。
- 部分的な補修において、既設舗装材を再利用する場合は、横断勾配調整等を実施し、快適な歩行空間の確保に努める。
- インターロッキングブロックの使用に際しては、湿润時の滑り抵抗、目地間隔、強度及び色彩等に配慮する。



■透水性アスファルト舗装



■透水性インターロッキングブロック舗装



■インターロッキングブロック等における目地の空き



## (5) 歩行者案内サインの設置

- 交通拠点等から目的地まで歩行者を円滑に誘導するために案内標識の設置を行う。
- 案内標識の設置にあたっては、それぞれの役割を踏まえて統一性を図り、誰が見てもわかりやすい内容とする。



■案内サインの設置事例

## (6) 視覚障害者誘導用ブロックの設置

- JIS規格に合わせたものに変更する。
- 視覚障がい者の移動等の円滑化のために必要な箇所については、視覚障害者誘導用ブロックを設置する。



■視覚障害者誘導用ブロックの整備事例

